

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届・所得状況届の提出をお忘れなく！！

「児童扶養手当」と「特別児童扶養手当」を受給されている方は、毎年現況届の提出が必要となります。対象者には、7月下旬に「現況届」もしくは「所得状況届」を送付しますので、期限までに提出願います。提出がない場合は、以後の手当が受給できなくなります。

<児童扶養手当>

提出期限：8月1日④から8月31日④まで

対象者：次のいずれかに該当する18歳までの子（心身に一定以上の障害を有する子の場合は20歳未満）を監護している父または母、もしくは養育者（詳細については、お問い合わせください）

1. 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活していない子
2. 父または母が死亡した子
3. 父または母に重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）がある子
4. 父または母の生死が明らかでない子
5. 父または母から引き続き1年以上遺棄されている子
6. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている子
7. 未婚の母の子
8. その他、生まれたときの事情が不明である子

<特別児童扶養手当>

提出期限：8月10日④から9月11日④まで

対象者：次のいずれかに該当する20歳未満の子を家庭で監護している父または母、もしくは養育者（詳細については、お問い合わせください）

1. おおむね身体障害者手帳1～3級に該当する子
2. 療育手帳④、A、おおむねB-1に該当する子
3. 日常生活が極めて困難な精神障害のある子

※ただし、上記に該当しても、次のような場合は支給されません。

- ・障害を支給事由とする年金を受けているとき
- ・児童福祉施設に入所しているとき
- ・日本国内に住所がないとき



問合せ及び提出先

保健福祉課 ☎ 1603

（神崎ふれあいプラザ保健福祉館）